

公益社団法人 京都労働基準協会京都南支部規約

第1章 総則

(京都南支部の設置)

第1条 当支部は、公益社団法人京都労働基準協会（以下「本部」と称す。）の定款第2条第2項の規定に基づき設置し、運営については**本部諸規定**による。

(名称)

第2条 当支部は、公益社団法人京都労働基準協会京都南支部と称する。

(事務所)

第3条 当支部は、事務所を京都市伏見区本材木町668-3「月桂冠オフィス」9号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当支部は、本部定款第3条の目的達成に協力するとともに、会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 当支部は、前条の目的を達成するため、本部定款第4条の事業を行うとともに、同条1項7号の事業として、次の事業を行う。

- (1) 関係法令に関する無料相談。
- (2) 労務管理及び安全衛生管理に関する講習会、説明会、研究会及び工場見学会等の開催。
- (3) 安全・衛生週間用品などの斡旋。
- (4) 機関紙の発行及び参考資料の作成配布又は斡旋。
- (5) その他、当支部の目的達成するために必要な事業。

第3章 会員等

(会員)

第6条 当支部の会員は、本部会員であって京都南労働基準監督署管轄地域に所在する会員で構成する。

(分会及び部会)

第7条 当支部は、事業の運営を円滑に行うために、深草・桃山・宇治・綴喜・相楽・久世（城陽市を含む）6地区に分会を置く。また、部会も必要に応じて置く。

2 分会並びに部会の細則は、それぞれ分会・部会においてこれを定める。

第4章 役員等

(役員)

第8条 当支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 分会長は分会ごとに 1 名
- (4) 部会長は部会ごとに 1 名
- (5) 支部運営委員 若干名
- (6) 会計監査 2 名

(役員の選出)

第9条 支部運営委員及び会計監査は、支部総会において選出する。

- 2 支部長、副支部長は、支部運営委員から互選する。
- 3 分会長は、各分会において選任し、支部運営委員候補として推薦する。
- 4 部会長は、部会において選任し、支部運営委員候補として推薦する。
- 5 支部運営委員及び会計監査は、相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は前条により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員等の職務)

第11条 支部長は当支部を代表し、支部業務を執行する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 支部運営委員は、運営委員会に出席し支部業務の運営につき審議決定する。
- 4 会計監査は支部の経理を監査する。

第5章 会議

(会議)

第12条 当支部の会議は、支部総会及び支部運営委員会とし、支部長が招集しその議長になる。

- 2 支部総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、事業年度終了後2か月以内に、臨時総会は支部運営委員会が必要と認めた場合及び会員の5分の1以上の請求があった場合に開催する。
- 3 支部運営委員会は第8条の役員及び事務局長で構成し、必要に応じて支部長が

招集する。

- 4 支部総会及び支部運営委員会は、会員及び運営委員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 5 支部総会及び支部運営委員会の議決は、出席した会員及び運営委員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

（支部総会の権限）

第 13 条 支部総会においては、次の事項を**審議・議決**する。

- (1) **支部事業報告及び決算の承認に関する事項**
- (2) 本規約の変更並びに改正に関する事項
- (3) 本部総会代議員の選出
- (4) **支部役員の選任及び解任**
- (5) その他支部運営に関する重要な事項

（支部運営委員会の権限）

第 14 条 支部運営委員会においては、次の事項を**審議・議決**する。

- (1) **支部事業計画及び収支予算**
- (2) **支部総会に提出する議案**
- (3) **支部運営の基本事項**
- (4) **その他支部運営に関する重要な事項**

第 6 章 事務局

（事務局）

第 15 条 支部には支部事務局長と事務職員を置く。

第 16 条 支部事務局長、事務職員は会長が任免し、支部長の命を受け、本部と連携し日常業務を処理する。

第 7 章 会 計

（経費）

第 17 条 当支部の運営に要する経費は、本部交付金（仮称）その他の収入を持ってこれにあてる。

（会計年度）

第 18 条 当支部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（支部会計の管理・運用）

第 19 条 支部に係る資産の管理及び運用は支部長が行うものとする。

- 2 支部に係る財産は、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

第 20 条 支部の会計は、公益法人の会計原則に従うものとする。

2 支部の会計処理は、本部会計処理規程に従うものとする。

第 21 条 支部長は、本部理事会（予算理事会）までに支部事業計画及び収支予算を作成し、支部運営委員会の承認を得なければならない。

2 支部長は、支部運営委員会の承認を得た事業計画及び収支予算を速やかに本部に報告するものとする。

第 22 条 支部事業報告及び収支決算については、支部総会終了後速やかに本部に報告するものとする。

第 8 章 規約の改廃

（規約の改廃）

第 23 条 本規約は、支部総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て改廃する。

第 9 章 雑 則

（実施細則）

第 24 条 本規約の実施に関し必要とするときは、支部運営委員会において細則を定めることが出来る。

（準則）

第 25 条 本規約に定めなき事項は、本部定款を準用する。

附 則

1 本規約は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

2 本規約は平成 26 年 5 月 20 日一部改定。

以上